

## 第1回 小田原市人権施策推進委員会 会議録

日 時 令和元年8月28日(水) 午前10時～11時35分  
会 場 生涯学習センターけやき第4会議室  
出席者 委員：吉田委員長、大石副委員長、大場委員、高須委員、早瀬委員、  
降旗委員、村松委員、泰田委員  
市職員：【市民部】加藤市民部長、柏木市民部副部長、  
【事務局職員】菊地人権・男女共同参画課長、星崎主査、磯崎主事  
傍聴者 0人

### 会議内容

- 1 委員委嘱式：加部副市長から各委員へ委嘱状の交付（【委員名簿】）
- 2 副市長あいさつ：加部副市長あいさつ後、委員及び職員の紹介  
(委員は自己紹介、職員は市民部長から紹介)

### 3 議題

#### (1) 小田原市人権施策推進委員会について

○事務局【菊地課長】	これより、本日の議事に入ってまいります。委員長及び副委員長が選出されるまでの間、市民部長が議事進行を務めさせていただきます。加藤部長、よろしくお願いたします。
○仮議長【加藤部長】	議題(1)の「小田原市人権施策推進委員会について」を議題とします。事務局から説明願います。
○事務局【菊地課長】	本委員会は、市民一人一人の人権が尊重される社会の実現に向けて、本市が取り組むべき人権課題の抽出や施策の推進方策等について広く意見を求めるために設置するものでございます。 具体的な所掌事務としては第2条に記載のとおり、人権施策の推進に関する事項について、市長の諮問に応じて調査や審議をしていただきその結果を報告すると共に、必要事項についてご意見をいただくものでございます。 第3条につきましては、委員の構成が記載されております。この構成区分に従い、本日、ご委嘱申し上げました。 また、委員の任期につきましては、令和3年の3月31日までとさせていただきます。 第4条は、委員長及び副委員長の規定でございます。委員長及び副委員長は委員の互選によること、委員長と副委員長の職務について規定されております。 第5条の会議につきましては、委員長が招集をし、その議長となること、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができないこと、必要に応じて関係者を招き、その意見を聴くことができるこ

	<p>とが定められております。</p> <p>続きまして、本委員会の会議の公開についてご説明させていただきます。</p> <p>小田原市情報公開条例によりまして、審議会等の会議につきましては、法令に特別の定めがある場合や、公開することにより会議の運営が著しく阻害される恐れがある場合等を除いては、原則公開しなければならない決まりになっております。</p> <p>そこで、本委員会の会議を公開するために必要な事項につきまして、資料2のとおり定めるものでございます。</p> <p>本委員会を傍聴しようとする方は、氏名を明らかにして入室すべきこと、また、会議を妨害する者には委員長が退場を命じることができること、などが規定されております。</p> <p>また、本日のこの会議を含め、以後の本委員会の会議につきましては、特に非公開とすべき理由はないものと考えますので、これを公開することをご了承いただきたいと存じます。</p> <p>なお、会議の概要につきましては、会議の速報、また、会議録等を作成いたしまして、ホームページ等により市民に広く情報を提供してまいりたいと考えております。</p>
○仮議長【加藤部長】	事務局の説明につきまして、何かご質問等がございますか。
○降旗委員	公開要領第7条、第8条に会長とあるが委員長の間違いではないか。
○事務局【菊地課長】	ご指摘の通りなので、訂正の上、後日、差し替えを配布します。
○仮議長【加藤部長】	質問等も尽きたので、次の議題に移らせていただきます。

(2) 委員長及び副委員長の選出について

○仮議長【加藤部長】	議題(2)「委員長及び副委員長の選出について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。
○事務局【菊地課長】	資料1「小田原市人権施策推進委員会規則」をご覧いただきたいと存じます。規則第4条第1項に、「委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。」との規定がございますので、これに従いまして、正副委員長の選出を議題とさせていただくものでございます。なお、本来ですと、まず、委員長を選出していただき、委員長が選出された時点で委員長に議長を交代し、副委員長選出の議事をお願いするところでございますが、副委員長の選出まで仮議長により進行することで進めさせていただきたいと思っております。
○仮議長【加藤部長】	正副委員長の選出につきまして、事務局より説明させていただきましたが、いかがでしょうか、そのように進めさせていただいてよろしいですか。
※「異議なし」との声あり	

○仮議長【加藤部長】	委員長の選出につきまして、ご意見がございましたらお願いいたします。
○大石委員	吉田委員にお願いしてはどうでしょうか。
○仮議長【加藤部長】	大石委員より、「吉田委員に委員長をお願いしてはどうか」というご発言がございました。他の委員さんから、何かご意見ございますか。
※意見なし	
○仮議長【加藤部長】	ご意見も無いようですので、吉田委員に委員長をお願いするという事でいかがですか。
※拍手あり	
○仮議長【加藤部長】	ありがとうございます。ご異議もないようですので、委員長は吉田委員に決定させていただきます。 続きまして、副委員長の選出につきまして何かご意見がございましたか。
○降旗委員	神奈川人権センターの大石委員にお願いしてはどうか。
○仮議長【加藤部長】	降旗委員より、「大石委員に副委員長をお願いしてはどうか」というご発言がございました。皆様いかがですか。
※拍手あり	
○仮議長【加藤部長】	ご意見もないようですので、副委員長につきましては大石委員にお願いしたいと思います。
※拍手あり	
○仮議長【加藤部長】	それでは、正副委員長が選出されましたので、恐れ入りますが、吉田委員長、大石副委員長におかれましては、正副委員長席の方へお移りいただきたいと存じます。 正副委員長が決定いたしましたので、これで、仮議長の役目を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。
※座席移動	
○事務局【菊地課長】	それでは、吉田委員長、大石副委員長の順にご挨拶を賜りたいと存じます。よろしくお願いいたします。
○吉田委員長	(あいさつ)
○大石副委員長	(あいさつ)

### (3) 諮問

○事務局【菊地課長】	それでは、次の議題に移らせていただきます。 議題の(3)「諮問」を議題といたします。 市長の代理で、加藤部長から委員長に諮問書をお渡しいたします。 加藤部長、よろしくお願いいたします。
○加藤市民部長	加藤市長からの諮問書を朗読します。
○吉田委員長	小田原市人権施策推進委員会を代表し、市長の諮問を謹んでお受け

	いたします。
○加藤市民部長	よろしく願いいたします。

(4) 人権推進指針の概要について

○吉田委員長	<p>それでは議事を進行させていただきます。</p> <p>議題(4)「人権推進指針の概要について」を議題といたします。</p> <p>事務局から説明をお願いいたします。</p>
○事務局【菊地課長】	<p>お手元の資料3と資料4をご覧ください。</p> <p>先程の副市長の挨拶にもございましたが、21世紀は人権の時代と言われておりますが、20世紀における二度の世界大戦への反省から、昭和23年に「世界人権宣言」が採択されて以来、国連を中心に人権に関する様々な宣言や条約が採択され、すべての国が達成すべき共通の基準として、「自由平等」など、人類の共通の課題として、人権保障の基準が積み重ねられております。</p> <p>国内では、昭和22年、日本国憲法に「基本的人権の尊重」が謳われました。また、平成8年12月には、「人権擁護施策推進法」(5年の時限立法)を制定し、人権教育、人権啓発に関する施策等、推進すべき国の責務が定められ、その後、人権に関わる各種法律の整備がなされました。</p> <p>神奈川県はこうした流れをいち早く捉え、平成6年に、「神奈川県人権施策推進指針」を策定しました。県内各市も、本市を含む12市が指針を策定し、人権施策の総合的な進行管理を図っております。</p> <p>さて、現行の「小田原市人権施策推進指針」の策定経過ですが、当時、「人権教育の推進」「人権啓発の推進」「相談・支援体制」「分野別施策の方向」という構成や、「分野別施策の方向」の項目立てについて、神奈川県における指針の構成をベースに検討したものと聞いております。</p> <p>この点、他市におきましても、骨子の基本的な方向や、「分野別施策の方向」における基本的な項目は、神奈川県と大きな差はなく、市によって、「その他」の分野のまとめ方に若干の特徴・差異があるといった状況でございます。</p> <p>そうした中でも、本市の特徴としては、①「小田原市の取組」が比較的丁寧に書かれている。②「基本理念」に一部「環境」を踏まえた記述が入っている。③少年院が立地する土地柄、犯罪被害者等の人権については、加害者に対する視点も入れた。④「さまざまな人権課題」では、個別課題とはしないものの「環境権」に係る記述を前文に加えた。⑤人権には平和が基本であろうということで資料に「小田原市平和都市宣言」を入れた。⑥子どもの人権に関し、「小田原市教育都市宣</p>

	<p>言」「おだわらっ子の約束」を資料として加えた。  ことなどが挙げられます。</p> <p>また、「推進体制の確保」として、課相当の人権専門セクションを設置することと、指針の進行管理を図るために、市民と専門家を交えた者で構成される機関の設置が提案されたことを受け、市民部に人権・男女共同参画課が設置されたほか、指針の進行管理を図るため人権施策推進懇談会が常設されました。</p> <p>その「小田原市人権施策推進指針」も策定から8年が経過し、この間、人権にまつわる様々な動きがありました。</p> <p>主な人権関係法としては、</p> <p>平成 24 年 子ども子育て支援法、子ども・被災者支援法</p> <p>平成 25 年 子供の貧困対策法、いじめ防止対策推進法、障害者差別解消法、生活困窮者自立支援法</p> <p>平成 26 年 リベンジポルノ被害防止法、</p> <p>平成 27 年 女性活躍推進法</p> <p>平成 28 年 部落差別解消法、ヘイトスピーチ解消法</p> <p>などがございます。</p> <p>また、津久井やまゆり園の殺傷事件（相模原市）、ハンセン病患者を対象とした強制不妊手術事件、性的マイノリティの方に対する差別発言、セクハラ・パワハラ・マタハラなど種々のハラスメント、千葉県野田市の幼児虐待事件など、人権に関する深刻な出来事が頻発し、人権問題は多様化・複雑化の傾向にあります。</p> <p>国際社会では、国連が提唱する持続可能な開発目標、いわゆるSDGsにおいて、17の目標のうち、目標5で女性のエンパワーメントとジェンダー平等が、目標10では不平等の是正が謳われています。このSDGsにつきましては、本市は令和元年7月1日に内閣府からSDGs未来都市と自治体SDGsモデルに選定されました。</p> <p>このような様々な社会動向を受け、指針の策定自治体では、平成25年度の神奈川県改定以降、相次いで改定が行われております。本市におきましても、令和という新しい時代に即応する新しい人権施策の方向性を明らかにするものとして、指針の改訂に着手して参りたいと存じます。委員の皆様におかれましては、それぞれのご専門の立場から忌憚のないご意見をお願いいたします。</p> <p>なお、諮問書にございました、新たな行政規範の必要性につきましては、指針策定作業と並行してご議論いただければと考えております。</p> <p>「人権推進指針の概要について」の説明につきましては、以上でございます。</p>
○吉田委員長	ありがとうございました。

	ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見・ご質問等はございますか。
○早瀬委員	法律の制定について、聞き取りにくかった。
○事務局【菊地課長】	後日一覧表にして、会議録と一緒に資料提供します。
○吉田委員長	意見・ご質問も尽きたようですので、議題（４）につきましては、これで終わります。

（４）検討の進め方について

○吉田委員長	次に、議題（５）「検討の進め方について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
○事務局【菊地課長】	<p>お手元の資料５をご覧ください。</p> <p>「小田原市人権施策推進委員会スケジュール（案）」をご覧くださいと思います。</p> <p>第１回会議は、本日（８月２８日）でございますが、第２回目には前文・基本理念や基本目標などの目指す方向性と分野別の人権施策について、また第３回目、第４回目の会議では分野別の人権施策について、協議していただきたいと考えております。</p> <p>開催時期は、第２回を１０月～１１月、第３回を１２月下旬、第４回を３月中～下旬と想定しております。</p> <p>そして、年度が変わり、来年の４月以降のことになりますが、第５回目で、指針（素案）を作成し、６月の議会で中間報告を行い、その後、パブリックコメントを実施いたしまして、広く市民の方々からご意見をお寄せいただき、それらを踏まえ、第６回目に、報告書（案）の再検討を行い、最後の第７回目の会議で指針策定というように考えてございます。</p> <p>なお、非常にタイトなスケジュールでございますので、様式をお配りして、会議の席ではお話尽くせなかったことや後から気づいたこと等を連絡しただく、意見の取りまとめ状況や課題の整理状況等を事務局からお伝えするなど、会議と会議の間にも情報を提供し、委員会の活性化・効率化を図ってまいりたいと存じます。</p>
○吉田委員長	皆様、いかがですか。ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。
○降旗委員	審議の対象は、推進指針だけなのか。市長からの諮問にあった新たな行政規範はどのタイミングで審議するのか。
○吉田委員長	指針の改訂を議論する中で併せて検討したい。
○降旗委員	８年間懇談会で議論してきた経緯があるが、このストックは生かすべきではないか。
○事務局【菊地課長】	次回からの具体的な検討に際しては、過去の議論を資料として提供

	する予定です。
○大場委員	前任者から、指針の策定にあたり、かなり会議を開催したと聞いた。今回、また指針を作るといふことか。
○事務局【菊地課長】	前回、保護司会の志村会長に出席いただいた際は、策定委員会ということで、指針策定後は懇談会を常設し施策の進行管理をしてきた。今回は、策定委員会でも懇談会でもなく、市の附属機関である委員会として立ち上げた。この組織は、指針改定後の進行管理も想定している。
○大場委員	背景は理解した。具体的な改訂作業については、今回も県の指針を参考とし、分野別施策の項目立ては他市の状況なども参考に検討してはいかかか。
○降旗委員	国としては「白書」の構成を意識して欲しい。必要であれば一部お届けする。
○早瀬委員	既に改定している、他市の指針を参考に見てみたいのだが、用意できるか。
○事務局【菊地課長】	今手元に県内自治体の最新指針があるが相当量になる。ご興味があればお貸しするのでお目通しいただきたい。しかし、量が多いので、ポイントを抽出してということであれば、事務局で一覧表のような資料をご用意する。
○早瀬委員	一覧の資料で願います。
○大石副委員長	昨年、ジュネーブで行われた会議に出席したが、国際社会と比べると日本ではあまり人権の議論がされていない。人種差別撤廃条約や世界人権宣言を心の中に入れて、考える必要があると思われる。
○吉田委員長	<p>それでは、ご意見も尽きたようですので、簡単にまとめたいと思います。</p> <p>※スケジュールの確認</p> <p>※委員会における指針に対するイメージの共有</p> <p>①「分野別人権課題」に関しては、取組状況の聞き取りが必要。(第2回から第4回までの3回の委員会で実施)</p> <p>②指針の構成は、経年で大きく差が出るものではないため、「人権教育」「人権啓発」「相談・支援」「分野別人権課題の方向性」という既存の4つの視点を承継</p> <p>③最近の新たな人権課題に関しては、特に重点的な議論が必要なので、ある程度の時間を割いて取り扱いたい。他市の改定状況なども勘案しつつ、議論していきたい。</p> <p>④諮問された新たな行政規範の必要性(人権条例の制定)については、指針の改定作業の中で折に触れ意識しつつ、最終的に是非かを議論する。</p>

	<p>議題（５）につきましては、ただいまの議論でのご意見をもとに、正副委員長で調整させていただき、次回以降の会議の進行に活かしていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
<p>「意義なし」との声あり</p>	
○吉田委員長	<p>それでは、そのように取り扱いさせていただきます。 議題（５）につきましては、以上で終わります。</p>

（５）小田原市の人権に関わる事業の取組状況について

○吉田委員長	<p>議題（６）「小田原市の人権に関わる事業の取組状況について」の説明を事務局よりお願いいたします。</p>
○事務局【星崎主査】	<p><b>資料6</b>「小田原市における人権施策の取組状況」をご覧ください。 本市では、平成23年3月に策定しました「小田原市人権施策推進指針」に基づき、各種人権施策を推進しているところです。 具体的には、進捗管理をするために「小田原市人権施策推進懇談会」を常設し、毎年、年度当初に、関係所管課に前年度の事業実績と今年度の事業予定を調査し、同指針に記載された分野別ごと「小田原市人権施策推進懇談会」に報告して、意見をいただいております。 この調査結果を同指針の分野別指針の系統別に合わせて一覧にしたものが、いま、みなさまにご覧いただいている「資料6」でございます。 本年度実施予定の事業の中には、「予定なし」と記載されているものがあります。これは、今年度はたまたま実施しないという事業であり、事業を取りやめたわけではございません。 今年度の新規事業として、当課が所管する事業ですが、No.163の「分類1」分野別施策の方向〔11さまざまな人権課題〕、「分類2」〔人権感覚の向上に向けた人権教育・人権啓発の推進〕に分類されます、今年4月1日から制度開始となりました、「パートナーシップ登録制度」がございます。4月の制度開始後、二組のカップルが登録をされています。 この表については、事務局が関係所管課に照会をして、その回答を取りまとめたものですので、この場で、各事業の内容等について、ご説明はいたしません。詳細については、本委員会の第2回から第4回までに実施する予定の「分野別人権施策」の改定協議の際に、関係所管課の職員等に出席を求めながら、ご議論いただきたいと思います。</p>
○吉田委員長	<p>ただいま、事務局から「小田原市の人権に関わる事業の取組状況」について御説明いただきましたが、ただいま説明のございました事業</p>



	<p>については、事務局の方で、関係所管課に照会され、関係所管課からの回答をとりまとめたものとのことですので、この場で、各事業に対しての個別質疑は難しいと思います。</p> <p>そこで、次回以降の委員会におきまして、資料6を参考に、「女性」「子ども」「高齢者」といった分野別人権課題について、関係職員等に出席いただきながら、取組状況についてヒアリングを行っていきたいと思っていますがいかがでしょうか。</p>
※「異議なし」との声あり	
○吉田委員長	<p>ありがとうございます。それでは、そのように取り扱わせていただきます。</p> <p>なお、この際、事務局の方をお願いしたいのですが、「分野別人権課題」に係る聞き取りにあたっては、データがありませんと理解するのが難しいと思いますので、高齢者の場合でしたら、高齢者の数ですとか、誰を高齢者と呼ぶのかというのは、非常に難しいことだと思いますけれども、男女別の内訳ですとか、虐待の件数というように、基礎的な、数的なデータをいただけますとありがたいと思います。</p> <p>よろしいですか、できますか。</p>
○事務局（菊地課長）	<p>事務局といたしまして、基礎的データにつきましては、用意させていただき方向で考えております。データの内容につきましては、追って、正副委員長さんと調整させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。</p>
○吉田委員長	<p>ありがとうございます。それではよろしくお願ひいたします。</p> <p>議題（6）につきましては、以上で終わりにさせていただきます。</p>

(7) その他

○吉田委員長	<p>次に、議題（7）「その他」でございますが、委員の皆様から何かありましたらここでご提起いただきたいと思ひます。</p> <p>委員名簿を拝見いたしますと、様々な分野の方がいらっしゃいます。せっかくの機会ですので、日常において、感じていること、皆様の活動における課題などをお聞かせください。</p>
○泰田委員	<p>今、考えているところである。</p>
○村松委員	<p>現指針の14ページにある、「暮らしを支える福祉サービスの充実」について、踏み込んだ話をしていきたい。障がいを持った子は、養護学校を卒業すると、行き場がなくなってしまうので、この点についても考えていきたい。</p>
○降旗委員	<p>人権の課題について、いくつか新しく加える必要がある。文科省や法務省の各白書のまとめ方を参考にしたらいかか。</p>
○早瀬委員	<p>新指針には、市民にも高い意識を持ってもらうため、SDGsを冒</p>

	頭に入れたらいかがか。また、パワハラ、マタハラ、仕事上の人権問題も入れるべきと思う。LGBTについては、話題になることが多くなったが、一般市民への周知は進んでいるのか。LGBTQという呼び方もあり、Qについて勉強していきたい。
○事務局【菊地課長】	性的マイノリティの典型例としてレズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダーの頭文字をとってLGBTと称するが性のバリエーションは多岐にわたっており、他にもクエスチョンズ、パンセクシャルなど様々な性の在り方がある。一般にはそれらも含めてLGBTQ等のような表現がなされている。
○吉田委員長	指針における性的マイノリティの表現の在り方も議論してよいのか。
○事務局【菊地課長】	どのような表現が適しているかも含めて議論いただきたい。
○高須委員	児童相談所は、起こってしまった問題に対応する部署であるが、通報件数は、激増している。問題に対応するだけでなく、問題を起こさないようにすることも大事である。人権が守られていない人は不幸せであり、そういう人をなくすために、具体的にはわからないが、いろいろな施策に反映させることが必要である。
○大場委員	本日の資料6のナンバー20に、保護司会の取組状況の記載がある。これからも、人権施策にできるだけ協力していきたい。
○大石副委員長	在日外国人の課題については、歴史的なものや国と国との関係の問題もあるが、学校でのいじめにもつながるので、アンテナを立てて注意することが必要である。また、家庭内のDVなど、厳しい状況に置かれている子どもたちの問題もある。子どもたちが、尊厳を持って生きていけるようにしなければならない。新指針には、社会的なことも含めていく必要があるのではないか。
○吉田委員長	よろしいですか。それでは事務局の方から、次回の会議日程と次回の進め方についてご説明をいただこうかと思います。 よろしくをお願いします。
○事務局（菊地課長）	では、事務局より「次回の会議日程」と「次回の進め方」についてお願いいたします。1点目として、第2回委員会の日程でございます。 今後の、会議日程につきましては、先ほど、議題（5）「検討の進め方」において御了解いただいたところですが、委員会を招集するにあたり、会場の確保等の関係から、10月～11月中に開催をお願いできればと思っております。 また、2点目として、次回以降に御議論いただく分野別人権課題の設定についてですが、出席いただく職員の所属も多岐にわたりますので、最終的には、事務局の方で関係課と調整させていただき、その結果をもとに正副委員長さんと調整させていただきたいと考えております。

	<p>すので、よろしくお願いいたします。</p>
○吉田委員長	<p>まず、次回の委員会の日程ですが、ただいまの事務局の説明ですと、10月～11月中ということですが、皆さん、ご都合はいかがでしょうか。</p> <p>それでは、次回第2回委員会は<u>10月～11月中の開催</u>ということで、事務局で本日欠席の方のスケジュールも確認した上で調整し、後日、改めて連絡していただきたいと思います。</p> <p>2点目の件ですが、2回目以降の委員会における分野別人権課題の設定につきましては、事務局と関係課との調整状況を踏まえ、正副委員長の方で設定させていただきたいと思います。</p> <p>また、本日の委員会の協議を踏まえて、その他提案等ございます方は、ただいま事務局から配付されました「提案シート」に項目や内容をご記入いただき、9月30日までに、事務局までお送りください。</p>
○吉田委員長	<p>以上をもって、本日の議題はすべて終了いたしました。</p> <p>本日は、円滑な議事進行にご協力をいただきましてありがとうございます。</p> <p>次回の委員会は、追って事務局から委員の皆様へ書面にて通知いたしますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>なお、欠席された委員の方へは、事務局から関係資料と会議結果を送付いたしますようお願いいたします。</p> <p>それでは、以上をもちまして、本日の委員会を閉会といたします。お疲れ様でした。</p>